

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第51号）（総合企画局情報化推進室）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、同法第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いについて、次のとおり必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。
 - (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、本人の特定個人情報を利用することができることとします。
 - (2) 実施機関に対する特定個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求を、本人の委任による代理人が、本人に代わって請求することができることとするとともに、その際に代理人であることを証する書類を提出し、又は提示しなければならないこととします。
 - (3) 公文書に記録されている自己の特定個人情報が、番号法に違反して収集され、又は提供されている等の場合に、実施機関に対し、当該特定個人情報の利用停止請求をすることができることとします。
 - (4) 特定個人情報については、法令（京都市情報公開条例を除く。）に個人情報が記録されている物の閲覧若しくは縦覧又は当該物若しくはその謄本、抄本その他の写しの交付に関する規定がある場合においても、この条例の適用の対象とすることとします。
- 2 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の授受が行われることとなることを踏まえて、法令に定めがある場合においては、実施機関は、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められる病歴等に関する個人情報等の電子計算機処理をし、又は個人情報を提供し、若しくは個人情報の提供を受けるために電子計算機を結合することができることとしました。
- 3 個人情報の取扱いの是正の申出制度について、既存の個人情報の利用停止の請求及び苦情の処理の制度により、個人の権利利益の保護を図ることができることから、当該是正の申出制度を廃止することとしました。

4 この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することとしました。

(1) 上記2の改正 平成27年3月27日

(2) (1)以外の改正（情報提供等記録に係る改正を除く。） 番号法の施行の日

(3) 情報提供等記録に係る改正 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第51号

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

「	第4章 個人情報の取扱いの是正の申出 (第35条)	
目次中	第5章 不服申立て (第36条～第38条)	を
	第6章 雑則 (第39条～第45条)	
	第7章 罰則 (第46条～第50条)	
	」	

「	第4章 不服申立て (第35条～第37条)	
	第5章 雑則 (第38条～第44条)	に改める。
	第6章 罰則 (第45条～第49条)	
	」	

第2条第5号中「第46条」を「第45条」に、「第48条」を「第47条」に改め、「から第5章まで」を削り、「除く。）」の右に「及び第4章」を加え、同号を同条第6号とし、同条第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。) 第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。第8条第1項各号列記以外の部分中「個人情報を」を「個人情報 (特定個人情報を除く。以下この条において同じ。) を」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、特定個人情報を当該実施機関内で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的を超えて特定個人情報

を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

第10条第1項ただし書中「実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上特に必要があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上特に必要があると認めるとき。

第11条ただし書中「実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるとき。

第14条第2項各号列記以外の部分中「法定代理人」の右に「(特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次条第2項並びに第16条第1号及び第2号において「代理人」という。)」を加える。

第15条第2項中「その法定代理人」を「代理人」に改める。

第16条第1号中「よる」を「より本人に代わって」に、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「当該未成年者又は成年被後見人」を「当該本人」に改め、同条第2号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第22条第1項中「第37条」を「第36条」に、「第38条」を「第37条」に改める。

第30条第1項第1号中「又は第3項」を「若しくは第3項又は番号法第20条」に改め、同項第2号中「又は第2項」を「若しくは第2項若しくは第8条の2」に、「利用されて」を「利用され、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されて」に改め、同項第3号中「又は第2項」を「若しくは第2項又は番号法第19条」に改める。

第4章を削る。

第36条第1項第2号中「第38条」を「第37条」に改め、第5章中同条を第35条とする。

第37条を第36条とし、第38条を第37条とする。

第5章を第4章とする。

第6章中第39条を第38条とし、第40条を第39条とする。

第41条第2項第1号中「個人情報」の右に「(特定個人情報を除く。次号において同じ。)」を加え、同条第3項中「及び第3章から第5章まで」を「第3章及び第4章」に改め、同条を第40条とする。

第42条を第41条とし、第43条から第45条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章を第5章とする。

第7章中第46条を第45条とし、第47条から第50条までを1条ずつ繰り上げる。

第7章を第6章とする。

第2条 京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第2項中「特定個人情報」の右に「(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)」を加える。

第9条中「に個人情報」の右に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第29条中「提供先」の右に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第30条第1項各号列記以外の部分中「個人情報」の右に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第10条及び第11条の改正規定 公布の日

(2) 第1条の規定(第10条及び第11条の改正規定を除く。)及び次項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の施行の日

(3) 第2条の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定による是正の申出については、同条第4項及び第5項の規定は、番号法の施行の日以後も、なおその効力を有する。

(総合企画局情報化推進室)